

第 10 期分別収集計画

(令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月)

鹿児島県志布志市

(令和 4 年 6 月)

志布志市分別収集計画

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本の方針	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの積算方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

「 21世紀は環境の世紀。循環型社会の形成を。 」

本市は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が施行された平成12年度から、埋立ごみ（自宅での焼却ごみを含む。）の減量化、分別の徹底、確実なごみ出しなどに取り組んできました。

本市には焼却処分場がなく、一般廃棄物の管理型埋立処分場を一部事務組合で運営しているところであります。平成12年度から、埋立処分を主としたごみ処理からごみのリサイクルを主としたごみ処理への転換を進めてきました。

快適で人にやさしい街づくりのためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済ライフスタイルを見直し、「面倒くさいのススメ」と「協働」をキーワードに、廃棄物循環型ごみゼロ社会を形成していく必要があります。そのためには、社会が構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行していくことが重要です。

本計画は、このような状況の中、容器包装リサイクル法第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示し、本計画を推進することによって、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化及び循環型社会の形成を促すものです。

2 基本の方針

本計画を実施するに当たっての基本の方針は、次のとおりとする。

- (1) 曾於南部厚生事務組合を構成する市町が協力し、ごみの減量化に努めるとともに、リサイクルを促進する。
- (2) 市民・事業者・市が一体となった廃棄物の排出抑制及び資源化の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容 器 包 装 廃棄物(t)	1,902.6	1,871.3	1,840.1	1,808.8	1,777.5

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装・廃棄物の排出抑制のため、次の方策を実施する。

なお、分別収集の実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- (1) あらゆる機会を通じ市民・事業者に対し、ごみ排出量・処理経費等を示して、ごみの分別・再資源化のため、ものの大切さ・リサイクル推進の必要性等の啓発を図る。
- (2) 品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
- (3) 環境月間・環境衛生週間に特集チラシやごみ出しチラシを全戸配布する。
- (4) ごみ袋を指定し、分別排出の徹底を図る。
- (5) ごみ袋に名前を書き、「自分の出したごみ」との意識・責任を持たせる。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、選別するための処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分は表1のとおりとする。

表1 分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分 (市民の分ける種類)	排出の基準
金属	スチール	缶類	中身を全部出して軽く水洗いして資源ごみ用の袋と一緒にに入れて出す。
	アルミ		
ガラス	無色	無色ビン	中身を全部出して軽く水洗いして乾かし、フタを取って、コンテナに種類別に入れて出す。
	茶色	茶色ビン	
	その他	その他色ビン	
紙	飲料用紙製容器	紙パック	それぞれ分別して、紙紐で十文字に縛って出す。
	ダンボール	ダンボール	
	その他紙製容器包装	上記以外のもの	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	中身を全部出して軽く水洗いして乾かし、資源ごみ用の袋に入れて出す。
	その他プラ製容器包装	上記以外のもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みは、表2のとおりとする。

表2 特定分別基準適合物並びに主務省令で定めるものの量の見込み

(単位:t/年)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製の容器	26.5 t	26.0 t	25.6 t	25.2 t	24.7 t
アルミ製の容器	50.3 t	49.5 t	48.7 t	47.8 t	47.0 t
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	75.5 t	74.3 t	73.1 t	71.8 t	70.6 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	75.5 t 0.0 t	74.3 t 1.0 t	73.1 t 2.0 t	71.8 t 3.0 t	70.6 t 4.0 t
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	110.6 t	108.8 t	107.0 t	105.1 t	103.3 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	110.6 t 0.0 t	108.8 t 0.0 t	107.0 t 0.0 t	105.1 t 0.0 t	103.3 t 0.0 t
その他のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	26.4 t	26.0 t	25.6 t	25.1 t	24.7 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	26.4 t 0.0 t	26.0 t 0.0 t	25.6 t 0.0 t	25.1 t 0.0 t	24.7 t 0.0 t
飲料用紙製の容器	13.1 t	12.9 t	12.7 t	12.5 t	12.2 t
ダンボール	625.7 t	615.4 t	605.2 t	594.9 t	584.6 t
その他の紙製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	148.2 t	145.8 t	143.4 t	140.9 t	138.5 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	148.2 t 0.0 t	145.8 t 0.0 t	143.4 t 0.0 t	140.9 t 0.0 t	138.5 t 0.0 t
ペットボトル	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	99.6 t	98.0 t	96.3 t	94.7 t	93.1 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	99.6 t 0.0 t	98.0 t 0.0 t	96.3 t 0.0 t	94.7 t 0.0 t	93.1 t 0.0 t
プラスチック製の容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	726.5 t	714.6 t	702.7 t	690.7 t	678.8 t
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)
	726.5 t 0.0 t	714.6 t 0.0 t	702.7 t 0.0 t	690.7 t 0.0 t	678.8 t 0.0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの積算方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂版）より、次のとおり設定した。

令和3年度 (基準年)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
29,861人	28,789人 (対基準年度比)	28,316人 (対前年度比)	27,843人 (対前年度比)	27,370人 (対前年度比)	26,896人 (対前年度比)
	96.41%	98.36%	98.33%	98.30%	98.27%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表3のとおりとする。

表3 分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類		市民の段階	収集・運搬の段階	選別保管の段階
金 属	スチール	缶 類	委託業者による 定期回収	委託業者
	アルミ			
ガ ラ ス	無色	無色ビン	〃	〃
	茶色	茶色ビン		
	その他	その他色ビン		
紙	飲料用紙製容器	紙パック	〃	〃
	ダンボール	ダンボール		
	その他紙製容器 包装	上記以外のもの		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	〃	〃
	その他プラ製 容器包装	上記以外のもの		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表4のとおりとする。各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については委託業者の施設を利用するものとする。

表4 分別収集の用に供する施設の整備概要

分別収集する廃棄物の種類		分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール	缶類	資源ごみ用指定袋	4t パッカー車	委託業者
	アルミ				
ガラス	無色	無色ビン	コンテナ箱	〃	〃
	茶色	茶色ビン			
	その他	その他色ビン			
紙	飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛る	〃	〃
	ダンボール	ダンボール			
	その他紙製容器包装	上記以外のもの			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	資源ごみ用指定袋	〃	〃
	その他プラ製容器包装	上記以外のもの			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項

市民や事業者の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、衛生自治会の適正な運営を図り連携を強化する。

ア 分別収集の啓発に関すること。

イ ごみ排出及び資源物排出ステーションに関すること。

ウ ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること。

(2) 分別収集を進めるために必要と考えられる事項

ア 資源物排出ステーションの適正な維持管理は、そこに排出する衛生自治会会員で行うこと。

イ 資源ごみ用指定袋使用を徹底すること。

ウ 資源ごみ袋への氏名記入を徹底すること。

(3) その他必要と考えられる事項

ア 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識が必要であり、そのために市民の環境問題に対する「気付き」が必要である。そのための啓発事業を行うこと。

イ 住民参加型リサイクル活動を進めるため、フリーマーケットやバザーを開設すること。